第8章 協力会社の評価

8. 1 評価事項

8.1.1 日常保全の場合

元方事業者や関係請負人は、仕事の一部を他の関係請負人に請け負わせる注文者として、 労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じることのできない事業者等、つまり 労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者には仕事を請け負わ せないこととされている。

請け負わせる事業者の新規または継続しての採用是非を判断する具体的な評価基準としては下記のような項目が考えられる。

まずは工事安全及び工事実績を評価し、次に、労働条件に関することは言うまでもなく法 令に沿って遵守すべき基本的な事項を確認することが必要である。

また、請け負わせる予定の作業に必要な資格以外を含めた関係請負人の資格保有者や工事 実務経験者や監督者の状況等を把握し、事業者としての工事遂行能力として評価し、これが 工事安全確保につながることとして評価すると良い。

(1) 安全管理状况、安全成績状况

- ① 事業所での過去の請負契約の工事・作業での安全管理や安全成績に問題がないこと
- ② 他の事業所又は、同業他社での安全管理や安全成績に問題がないこと
- ③ 労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS)、リスクアセスメント等の取組体制、活動状況
- (2) 法令の遵守状況
 - ① 安全衛生管理体制整備状況 (規模に応じ安衛法で定められた管理者の選任や委員会等の設置状況等)
 - ② 安全衛生教育実施状況 (事業者として自らの労働者の教育責任を自覚や、実施状況等)
 - ③ 健康診断の実施状況
- (3) 作業・工事の遂行能力
 - ① 作業・工事に必要な資格を保有している者
 - ② 監督者の数、下請を含めた作業員の動員力、機動力
 - ③ 下請、協力会社の統率力

8.1.2 SDM の場合

SDM の場合は前項に加え、作業間の連絡調整や指導等が適切に行われない可能性のある過度の重層請負構造の改善を狙い、以下の規定がある。(建設元方指針)

- ① 単純労働の労務提供のみを行う事業者等に仕事の一部を請け負わせないこと
- ② 仕事の全部を一括して請け負わせないこと

8. 2 評価とフィードバック (インセンティブ等)

前項では、協力会社の評価の例について述べたが、化学会社の場合は爆発火災を含め事故災害の防止上、評価審査を経て採用した協力会社はできるだけ継続して採用し、専門性と安全性を常に高める仕組みが望まれる。

そのため、化学会社は協力会社が自ら考え改善に取り組む安全活動を促し、それに対する報 奨制度(インセンティブ制度)を設けることも一つの方法である。

具体的には活動テーマの自主的な登録と完結報告制度での達成度の評価や、改善提案の件数目標達成の評価等を毎期毎に行い、安全成績も踏まえて報奨(一定の報奨金や契約金額の数%を戻す等を伴う報奨)すると達成感からの安全確保への意欲の継続と意識の向上に効果的である。(図8.1、図8.2)

一方では、安全規定や打合せ確認あるいは指導事項の不履行や災害の発生状況によっては、 イエローカード、レッドカード等の発行により、一定期間の請負契約の停止等のペナルティを 課して、是正を促している例もある。

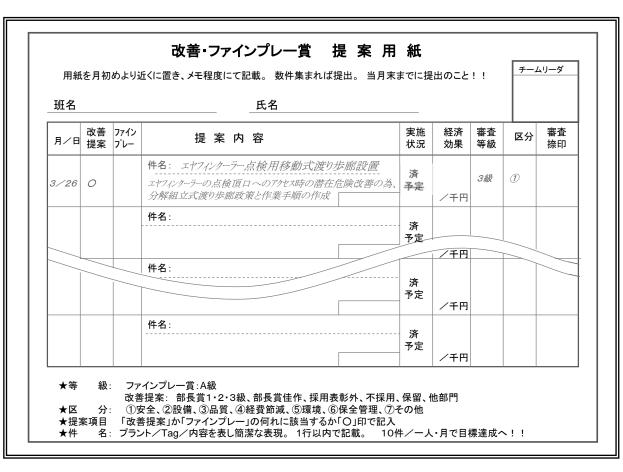


図8.1 改善提案書の例

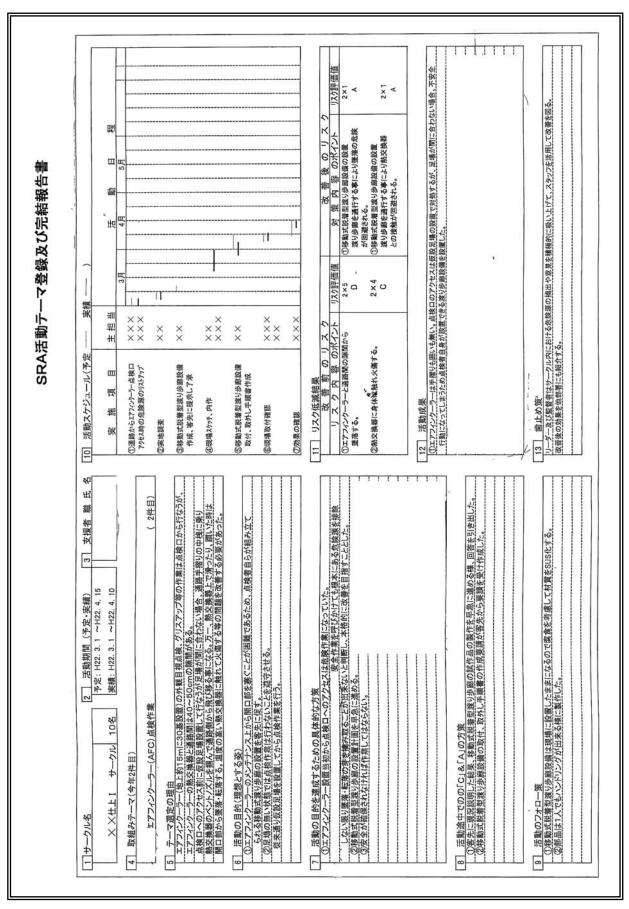


図8.2 改善提案登録兼報告書の例